

千葉市地域ケア会議の組織及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の48第1項の規定に基づき設置する千葉市地域ケア会議（以下「地域ケア会議」という。）について、同条第6項の規定に基づき、地域ケア会議の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(機能)

第2条 地域ケア会議の機能は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 個別課題の解決

多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める機能（「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第38号）第13条第18号の2の規定により届け出たられた居宅サービス計画に関する事項の検討を含む）

(2) 地域包括支援ネットワークの構築

高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の相互の連携を高め地域包括支援ネットワークを構築する機能

(3) 地域課題の発見

個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を浮き彫りにする機能

(4) 地域づくり・資源開発

インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域で必要な資源を開発する機能

(5) 政策の形成

地域に必要な取組を明らかにし、政策を立案・提言していく機能

(種類)

第3条 地域ケア会議の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 個別事例の地域ケア会議（健康上及び生活上の課題の解決に資する支援内容等を検討）

(2) 自立支援を強化するための地域ケア会議

(3) 生活援助の訪問回数が多いケアプランの検証のための地域ケア会議

(4) 地域課題の分析及び解決のための地域ケア会議

(5) ネットワーク構築のための地域ケア会議

(6) 政策形成のための地域ケア会議

(主催者)

第4条 地域ケア会議の主催者は、本市又は千葉市あんしんケアセンター（法第115条46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下「あんしんケアセンター」という。）とする。

(構成員及び出席者)

第5条 地域ケア会議の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 行政職員
- (2) あんしんケアセンター職員
- (3) 介護支援専門員
- (4) 介護サービス事業者
- (5) 保健医療関係者
- (6) 生活支援コーディネーター
- (7) 民生委員・児童委員
- (8) 町内自治会等住民組織

(9) 会議毎の目的等に応じ、主催者が決定した者

2 地域ケア会議の出席者は、開催する会議毎にその目的等に応じ、主催者が前項に規定する構成員の中から調整するものとする。

(資料又は情報の提供)

第6条 地域ケア会議の主催者は、会議の開催にあたり必要があると認めるときは、関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 構成員は、法令に定めがある場合、及び緊急時等本人の利益保護が優先される場合を除き、会議を通じて知り得た特定の個人に関する情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 構成員は、地域ケア会議において、特定の個人を識別することができる情報等を取り扱う場合は、出席者名簿兼個人情報に関する誓約書（様式第1号）に氏名及び所属を記載しなければならない。

(報告)

第8条 あんしんケアセンターの管理者は、あんしんケアセンターが主催する地域ケア会議を開催したときは、別に定める実績報告書（月次）により地域ケア会議を開催した月の翌月10日までに、千葉市保健福祉局地域包括ケア推進課に報告するものとする。

2 主催者は、地域ケア会議で検討および決定した事項について共有するため、会議録を作成し、出席者全員に送付するものとする。

(費用)

第9条 地域ケア会議への出席に伴う各構成員の報償については原則として無償とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、地域ケア会議の組織および運営について必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号

出席者名簿 兼 個人情報保護に関する誓約書

会議名 _____

開催日 _____

場 所 _____

個別ケースの支援内容の検討等により特定の個人を識別することができる情報等を取り扱うため、以下の内容を御確認の上、氏名・所属を御記入ください。

法令等の定めがある場合及び緊急時等、本人の利益保護が優先される場合を除き、本日の地域ケア会議等で知り得た特定の個人に関する情報については、地域ケア会議以外の場で口外いたしません。また、構成員を退いた後も同様といたします。

NO	氏 名	所 属
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		